

## 令和8年度 SNS 発信力・動画制作力強化事業 企画提案実施要領

### 1 事業の目的

県庁のメディア化を推進し、県公式 SNS の発信力を強化することで、県民に対する情報到達力の向上及び SNS 登録者数の増加を図る。また、職員が SNS に適したコンテンツを自ら企画・制作・発信できる能力を高め、継続的な情報発信体制の構築を目指す。

### 2 業務名 令和8年度 SNS 発信力・動画制作力強化事業

### 3 業務期間 契約締結日から令和9年3月19日(金)まで

### 4 契約限度額 8,272 千円以内(消費税及び地方消費税相当額を含む)

### 5 応募に係る資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務に係る競争入札参加資格において、「広告代理」業務について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。もしくは、本業務に類似する業務の履行実績を有し、かつ最近1か年において、都道府県税(法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税)並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 次のアからキまでに該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
  - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 6 業務内容の概要

詳細は別添「令和8年度 SNS 発信力・動画制作力強化事業仕様書」のとおり。

- (1) 県公式 SNS の運用強化
- (2) 動画制作支援
- (3) SNSの登録者数増加や職員のコンテンツ制作や発信力のスキルを向上させるため企画及び実施
- (4) 報告書作成

## 7 企画提案の手続き

### (1) スケジュール(予定)

企画提案説明書等の公表	令和8年4月3日(金)
企画提案に関する質問の受付期限	令和8年4月7日(火)正午
企画提案に関する質問の回答期限	令和8年4月10日(金)
参加資格確認申請書等の提出期限	令和8年4月14日(火)正午
企画提案書等の提出期限	令和8年4月21日(火)正午
企画提案審査会(採択業者の決定)	令和8年4月下旬
審査結果の通知	企画提案審査会の翌営業日(予定)

### (2) 企画提案に関する質問

令和8年4月7日(火)正午までメールにて受け付ける。「12 担当部局・問合せ先」にメールを送付し、併せて、その旨を電話で連絡すること。

令和8年4月10日(金)までに静岡県広報戦略課ホームページに掲載する。

### (3) 参加資格確認申請書の提出

本企画提案への参加を希望する者は、参加資格確認申請書(様式第1号)及び宣誓書(様式第2号)を提出すること。なお、静岡県の一般業務に係る競争入札参加資格を有しない者は、類似業務の履行実績と納付すべき税金の滞納がない旨の証明書を併せて提出すること。

提出期限:令和8年4月14日(火)正午

提出先:広報戦略課(持参又は郵送)

※後日、参加資格確認通知を電子メールで送信する。

### (4) 企画提案書等の提出

提出期限:令和8年4月21日(火)正午

提出先:広報戦略課(持参又は郵送 及び電子メール)

### (5) プレゼンテーション(企画提案審査)

日時:令和8年4月下旬(開催日時は、企画提案参加者において連絡する)

方法:オンラインまたは対面による審査会(開催方法は、企画提案参加者において連絡する)

内容:提案内容説明15分以内、質疑応答15分以内

※参加表明書を提出した者が4者を超えた場合は、プレゼンテーションに先立ち、全提案の中から書面審査等により、「SNS 発信力・動画制作力強化事業企画提案選考要領」委

員長が審査対象者として4者程度を選定することがある。

## 8 提出書類と選定基準

### (1) 提出書類(詳細は別紙1参照)

- ア 企画書【5部提出】
- イ 見積書(任意様式)【1部提出】
- ウ 類似業務の実績【適宜、1部提出】

### (2) 選定基準

#### ア 企画性

- ・期待する企画が表現されているか
- ・実現可能性は担保されているか
- ・事業目標を達成できる企画提案となっているか
- ・差別化、独自性はあるか

#### イ 業務遂行能力

- ・体制、スタッフ等企画を達成しうるか
- ・信頼しうる実績は認められるか
- ・その他提案された内容を遂行できる能力があるか
- ・業務実施手順及び業務計画は妥当性が高いか

#### ウ その他配慮すべき点

- ・事業の効果測定の方法は適切か
- ・新規性、継続性はあるか
- ・見積書の金額(項目ごとの金額含む)は適正な価格となっているか
- ・社会的取組(男女共同参画、障害者雇用、子育て支援等の SDGs の達成に向けた取組)に配慮しているか

## 9 選定

県が設置する審査機関により企画提案について内容を審査し、協議の上、採用業者を決定する。

## 10 選定結果の伝達方法及び選定結果に対する説明

- ・ 企画提案者全員に文書により選定結果を電子メールで通知する。
- ・ 選定結果に対する説明を希望する旨の意思表示があった場合には、電話または来庁面会により説明する。

## 11 その他

- ・ 企画提案は、1者につき1案とする。
- ・ この企画提案に参加するために要した費用は、参加者の負担とする。
- ・ 契約後、契約額の範囲内で協議のうえ、内容を変更する場合がある。
- ・ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とする。
- ・ 提出された企画提案書等は返却しない。また、提出された企画提案書等は、契約予定者の特定以外に提案者に無断で使用しない。
- ・ 企画提案書等提出後において、記載された内容の変更を認めない。

12 担当部局・問合せ先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県企画部広報戦略課

電話番号:054-221-2233

メールアドレス:pr@pref.shizuoka.lg.jp

## 企画提案に係る提出書類

### 1 企画書 5部

#### [記載事項]

- ①県公式 SNS の運用強化
- ②動画制作支援
- ③SNSの登録者数増加や職員のコンテンツ制作や発信力のスキルを向上させるため企画及び実施
- ④業務体制表
  - ・総括責任者、業務担当者の氏名、経験年数、過去の担当実績を記載すること。
  - ・業務の一部を企画提案者と異なる会社へ委託する場合には、その業務内容、会社名称及び所在地を記載すること。

### 2 見積書 1部(任意様式)

- ・ 業務内容及び企画提案書の内容を踏まえて必要な経費を算出し記載すること。
- ・ 見積の内訳は、「6 業務内容の概要」の項目毎に作成すること。

### 3 類似業務の実績(適宜、提出する場合は1部)

上記「1④業務体制表」に記載した過去の実績に、類似業務がある場合は、審査の参考とするので、必要に応じて提出すること。

※上記1～3を郵送・持参とは別にPDF形式で「12 担当部局・問合せ先」のメールアドレスに提出すること。